

令和7年度地域特性に応じた交通ネットワーク構築事業（びわこ文化公園都市） 基礎調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

（1）委託する業務の名称

令和7年度地域特性に応じた交通ネットワーク構築事業（びわこ文化公園都市）基礎調査業務

（2）委託する業務の目的および内容

別添「令和7年度地域特性に応じた交通ネットワーク構築事業（びわこ文化公園都市）基礎調査業務委託仕様書」のとおり。

（3）契約形態

委託契約

（4）契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

（5）事業者選定の方式

公募型プロポーザル方式

（5）予定価格

2,500,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

2. プロポーザルに参加する者に必要な資格

以下の条件すべてを満たす者であること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- （2）滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- （3）滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- （4）滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目：以下の種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類 役務、中分類 各種調査業務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

- （5）本件業務と同種の業務または類似の業務について、請負等（完了した請負等に限る。）の実績を有する者であること。

3 プロポーザルの説明会について

説明会は開催しない。

4 プロポーザルにかかる質問および回答の方法等

(1) 質問受付期限

令和7年8月19日（火）12時00分（必着）

(2) 質問方法

質問がある場合は、質問票（別添様式1）により電子メールで「9. 連絡先」に記載の場所へ提出すること。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送信した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問および回答については、令和7年8月20日（水）を目途に滋賀県土木交通部交通戦略課のホームページに掲載する。

5 企画提案書等の提出期限および提出方法等

本公募型プロポーザルに参加する者（以下、「参加事業者」という。）は、次の書類（以下、「企画提案書等」という。）を作成し、以下に示す提出期限までに提出すること。なお、提案は、1事業者につき1提案とする。

(1) 提出期限：令和7年8月26日（火）17時00分（必着）

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

(2) 企画提案書提出書（別添様式2）

(3) 業務全体の企画提案書

①企画提案書の形式は、A4サイズ（縦書き・横書きは不問）とする。

②企画提案書の内容は、理解できるよう解りやすい表現とし、18ページ以内（表紙、目次は除く）とすること。

③企画提案書には、次の内容を記載すること。

ア：びわこ文化公園都市・周辺エリアの交通の現況に対する大まかな評価・分析

イ：業務委託仕様書を踏まえた、調査検討内容、分析整理手法、アウトプットイメージなどを記載した業務内容の提案

ウ：令和7年度の基礎調査内で可能な各項目にかかる調査検討の範囲・深度イメージと、次年度以降の本格調査において調査・検討すべき項目のイメージ

エ：貴社の公共交通に関する考え方、これまでの業務等で培った発想、創意工夫、ノウハウ、事例の紹介、独自の分析・提案など、本業務を実施するにあたってのアピールポイント

オ：業務スケジュール

カ：業務実施体制（従事する人員の人数、役職、保有資格、経験年数、経験業務等）

キ：会社としての同種・類似の業務にかかる実績（件数・時期・内容・成果等）

ク：見積金額（消費税および地方消費税を含む総額）およびその内訳

ケ：その他（目的を達成するために必要と考えられる事項）

④提出部数は、正本1部、副本6部および副本と同じPDFデータ（CD-R1部）を提出すること。

正本には、事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

副本については会社名の記載は行わず、また会社名が推測される表現等も避けること。

(4) 事業者概要 1部

(5) 同種・類似業務実績に関する書類 1部

法人として本業務と同種・類似の業務の受託実績および受託実績に関する契約書等の写し
同種・類似業務の実績が複数ある場合は、契約書等の写しは2業務まで提出とする。

(6) 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けている場合（「6. 審査および契約予定者決定の方法」参照））

- ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（県発行）の写し 1部
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部
- ・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し 1部
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し 1部
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書 1部
- ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、その認証通知の写し 1部
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部
- ・環境マネジメントシステムの認証・登録を受けている場合には、その認証・登録証の写し 1部

(7) 提出先

滋賀県土木交通部交通戦略課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3681

(8) 提出方法

(7) に示す場所へ持参または郵送で提出すること。持参の場合の受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く9時から17時までとする。郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便等により期限までの必着とすること。また、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

6 審査および契約予定者決定の方法

(1) 契約予定者の決定方法：当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。

(2) 審査会：当課において、5名の委員をもって設置する。

(3) 評価項目および評価点：別表のとおり。

(4) 審査会の日時：令和7年8月28日(木)13時30分～

・参加事業者は、提案内容について企画書提案書をもとにプレゼンテーションすること。

・詳細な時間、場所は、参加事業者に対し、令和7年8月27日(水)12時までに別途連絡する。

・原則として、企画提案書を作成し、プレゼンテーションを行う者が、本業務の主たる業務担当者として本業務終了まで業務を行うこと。

- (5) 審査の結果については全ての参加事業者に対し速やかに文書で通知する。
- (6) 審査会終了後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費等について条件を付したり、変更したりする場合がある。
- (7) 仕様書の内容は契約予定者と当課との協議により最終的に決定するものとし、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結する。
- (8) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加事業者を契約予定者として、協議を行うことがある。
- (9) 審査会で契約予定者に選定されなかった参加事業者は、通知を受けた日から起算して5日以内に書面(任意の様式)により、「9. 連絡先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内に当該説明を求めた参加事業者に対して書面により回答する。

7 失 格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

8 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに関連して、滋賀県が参加事業者より提出を受ける全ての書類や資料は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成に生じた経費および参加に要する経費は、全て各参加事業者の負担となる。
- (3) 提出された企画提案書等を受理した後の加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (5) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。
- (6) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (7) 提出された企画提案書等の記載事項について、滋賀県が参加事業者に無断で他の目的に使用することは無い。
- (8) 採用した場合でも、協議の上、その内容を変更する場合がある。

9 連絡先

滋賀県土木交通部交通戦略課交通企画係
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話番号 077-528-3681
FAX 077-528-4837
メールアドレス hc00@pref.shiga.lg.jp

(別表)

番号	評価項目	評価項目詳細	配点
1	企画力	提案内容が事業意図と合致していること	15
2	企画力	事業実施の方法、提案内容等が優れていること	37
3	独自性	業務効果を高めるために、独自の専門的な知見、ノウハウ等を活用した具体的な提案や分析、創意工夫がなされているか	15
4	実施体制	本業務を適切に実施できる体制・人員配置・スケジュールとなっているか	8
5	実現可能性	本業務を適切に実施できると判断しうる同種または類似業務の実績があること ※同種または類似の業務実績がない場合は選定しない	8
6	見積価格	費用対効果や経費削減等を意識した適正な見積価格であること ・見積価格の低い順に順位を付け、最低価格で提案した者(1位の者)を満点とし、その他の者は順位により按分した点数とする ・算定した評価点に小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てる ※予定価格を上回る価格を提示した場合は選定しない	10
7	県内企業	県内事業者であるか ・県内事業者＝2点、準県内事業者＝1点、県外事業者＝0点とする	2
8	社会政策推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
9	社会政策推進	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	1
10	社会政策推進	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1
11	社会政策推進	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
12	社会政策推進	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか ・国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 ・一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)のエコアクション 21 の認証・登録 ・特定非営利活動法人 KES 環境機構の KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・一般財団法人エコステージ協会のエコステージの認証	1
合 計(満点)			100